

市 職員を募集します

受付期間：8月1日(月)～19日(金)

1. 職種、採用予定人数、応募資格

職種	採用予定人数	応募資格
事務職(一般)	6人程度	(1)昭和56年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成29年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人 (2)通勤可能な人
保育士・幼稚園教諭	1人程度	(1)昭和51年4月2日以降の生まれで、保育士の資格と幼稚園教諭の免許の両方を有する人または平成29年3月までに資格および免許を取得見込みの人 (2)通勤可能な人
給食調理員	1人程度	(1)昭和32年4月2日以降の生まれで、調理師の免許を有する人 (2)調理経験が5年以上ある人 (3)通勤可能な人
消防職	4人程度	(1)昭和61年4月2日以降の生まれで、高等学校以上の学校を卒業した人、平成29年3月までに卒業見込みの人またはこれらと同等の資格を有する人 (2)通勤可能な人
医療職(理学療法士または作業療法士)	1人程度	(1)昭和61年4月2日以降の生まれで、理学療法士または作業療法士の免許のどちらかを有する人または平成29年3月までに免許を取得見込みの人 (2)通勤可能な人
医療職(看護師)	2人程度	(1)昭和51年4月2日以降の生まれで、看護師の免許を有する人または平成29年3月までに免許を取得見込みの人 (2)通勤可能な人

次に該当する人は応募することができません。

- (1)地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
- (2)永住者または特別永住者の在留資格を有しない外国籍の人
- (3)消防職は、日本国籍を有しない人

※外国籍職員の任用に関する基準は、8を参照してください。

2. 試験の日時、場所など

第1次試験

●事務職(一般)、保育士・幼稚園教諭、消防職

とき 9月18日(日) 午前9時～

ところ 総合保健福祉センター(あいあい)

試験科目 筆記試験(教養試験、適性検査、小論文)

●給食調理員

とき 9月18日(日) 午前9時～

ところ 総合保健福祉センター(あいあい)

試験科目 筆記試験(労務適性検査、作文)

●医療職(理学療法士または作業療法士、看護師)

とき 9月18日(日) 午前9時～

ところ 市立医療センター

試験科目 個別面接、作文(第1次試験のみ実施)

第2次試験

●事務職(一般)、保育士・幼稚園教諭、消防職

とき 10月9日(日) 午前9時～

ところ 総合保健福祉センター(あいあい)、
亀山西小学校(体力測定)

試験科目 集団討論(第1次試験合格者は、全員第3次試験へ進みます。消防職は、体力測定を実施します。)

●給食調理員

とき 10月22日(土) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 個別面接

第3次試験

●保育士・幼稚園教諭、消防職

とき 10月22日(土) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 個別面接(保育士・幼稚園教諭は実技試験を実施します。)

●事務職(一般)

とき 10月23日(日) 午前9時～

ところ 市役所

試験科目 個別面接

3. 市職員採用試験申込書等の提出・問合せ先

【医療職以外】

企画総務部人事情報室(市役所2階)

〒519-0195 亀山市本丸町577番地

☎0595-84-5031、FAX0595-82-9955

【医療職】

医療センター事務局(医療センター内)

〒519-0163 亀山市亀田町466-1番地

☎0595-83-0990、FAX0595-83-0306

4. 提出書類

- (1)市職員採用試験申込書(市(医療職の場合は、医療センター。以下同じ)の指定するもの)
- (2)履歴書・身上書(市の指定するもの)
- (3)最終学校の卒業(見込)証明書(卒業証書の写しでも可)(専門学校は最終学歴に含みません)
- (4)応募資格に資格要件がある職種については、免許証または資格を有することを証明する書類の写し(取得見込みの場合を除く)
- (5)身体検査書(医療職に限る)

※市職員採用試験申込書と履歴書・身上書は、市役所本庁舎および関支所の受付(医療職は、医療センター事務局)にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

※提出された書類は、採用試験でのみ使用します。また、書類の返却はしません。

5. 受付期間 8月1日(月)～19日(金)

※午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※郵送による申し込みは、書留郵便に限ります。(8月19日(金)必着)

6. 採用予定日 平成29年4月1日

※卒業見込者を除いては、平成29年3月31日以前を採用日とすることもあります。

※合格者は、「採用候補者名簿」に成績順に登載し、その中から採用者を決定します。

7. 給与等

医療職の給与は、亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、および亀山市病院事業企業職員の給与に関する規程の定めるところにより支給します。

給食調理員の給与は、亀山市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、および亀山市単純労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の定めるところにより支給します。

上記以外の職種の給与は、亀山市職員給与条例の定めるところにより支給します。

8. 外国籍職員の任用に関する基準について

公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とすることから、外国籍の職員が就けない職務があります。詳細については、企画総務部人事情報室へお問い合わせください。